

若者就労者支援直接支払給付金事業

令和8年度は2回の日程に分けて給付を行います。
今回は 第1回 一般給付 についてお知らせします。

事前登録・本申請受付期間	給付時期
令和8年10月6日～11月30日	令和9年1月

第1回一般給付は、令和4年4月1日から令和8年9月末までに、今の就業先に就業した方が対象です。

令和8年10月以降に就業した方、特別給付に該当する方の受付時期は、令和8年12月以降を予定しています。後日、改めて広報紙等でお知らせします。

○ 事業の概要

枕崎市内に住所を有し、事業所等に期間の定めのない雇用契約により従事する若者（満40歳未満）で、就業からの期間が5年以内の方に対し、直接給付金を給付します。

また、同じく枕崎市内に住所を有し、同一の事業所等に期間の定めのない雇用契約により就業してから10年目の方に、特別給付金を給付します。

○ 令和8年度の給付対象者・給付金額

【一般給付】

令和8年度の対象者は、**昭和62年4月2日以降に生まれた方**で、金額は、就業開始の時期に応じて次のとおりです。（※ 公務員は、対象外となります）

就業開始時期	給付金額	備考
令和8年4月1日～	240,000円	※就業月により変動します
令和7年4月1日～令和8年3月31日	204,000円	
令和6年4月1日～令和7年3月31日	168,000円	
令和5年4月1日～令和6年3月31日	132,000円	
令和4年4月1日～令和5年3月31日	96,000円	

※ 給付は、給付金額相当のデジタル商品券で行います。

※ 市外の事業所等にお勤めの方への給付金額は、上記の2分の1となります。

【特別給付】

令和8年度の対象者は、**昭和62年4月2日以降に生まれた方**で、金額、就業開始の時期は、次のとおりです。（※ 公務員は、対象外となります）

就業開始時期	給付金額
平成29年4月1日～平成30年3月31日	200,000円

※ 給付は、給付金額相当のデジタル商品券で行います。

※ 市外の事業所等にお勤めの方への給付金額は、上記の2分の1となります。

事前登録方法、対象確認フローチャートは**裏面**をご確認ください。

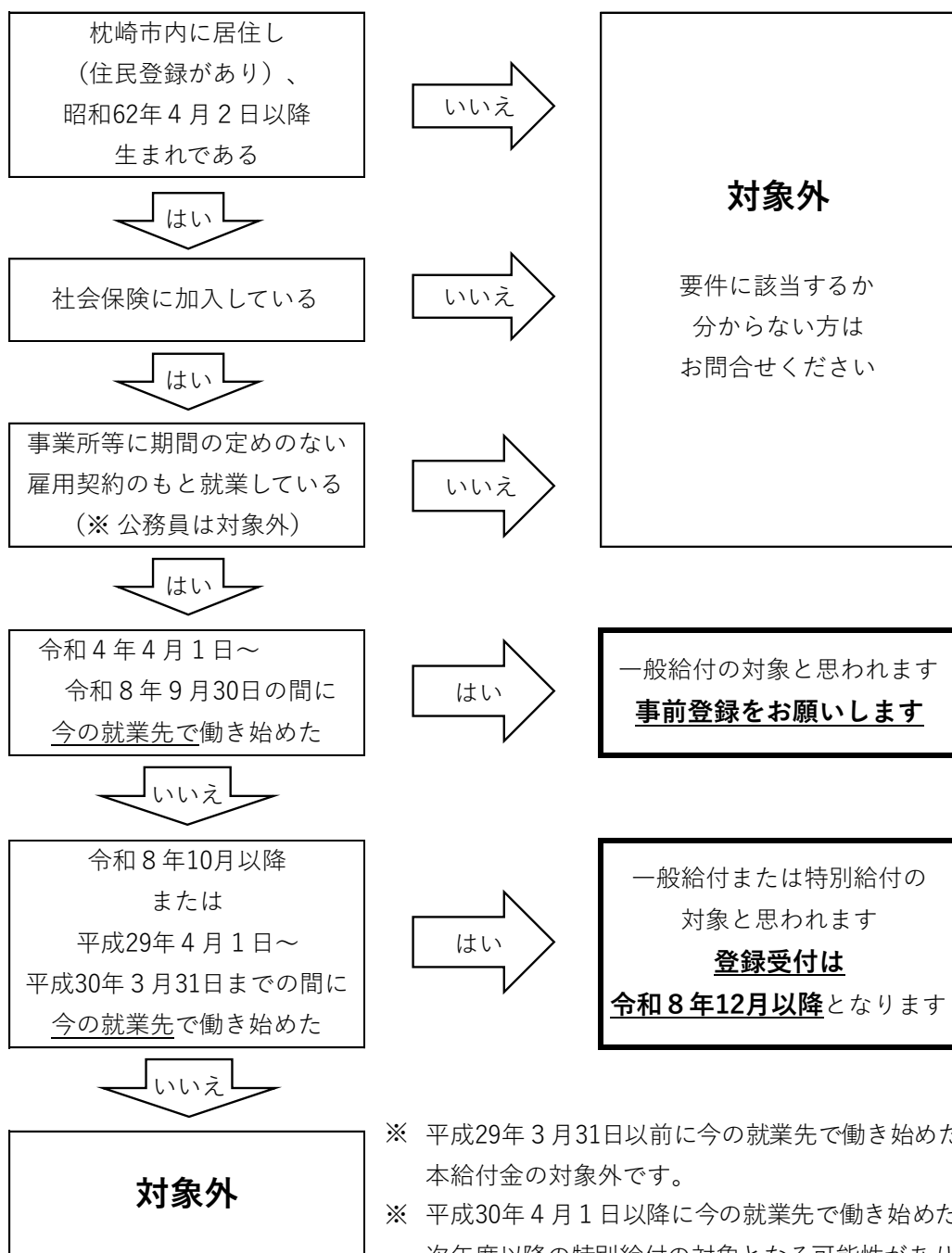
○ 令和8年度 第1回 一般給付 の事前登録方法

右の二次元コードか、市ホームページ（若者就労者支援直接支払給付金事業ページ）上の登録フォームから登録してください。



- ※ 登録受付は、電子申請サービス「LoGoフォーム」で行います。新規アカウント登録を行い、手続きしてください。
- ※ 事前登録のみで本給付金の申請は完了しません。事前登録後、市から本申請のご案内を登録されたメールアドレス宛にお知らせします。

（参考） 令和8年度の対象確認フローチャート



- ※ 平成29年3月31日以前に今の就業先で働き始めた方は、本給付金の対象外です。
- ※ 平成30年4月1日以降に今の就業先で働き始めた方は、次年度以降の特別給付の対象となる可能性があります。